

## 第27回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和7年9月30日（火）午前10時00分より、第27回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

#### （出席委員）

2番 徳田 明子	4番 藤井 武雄	5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹
8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
13番 清水 幹央	14番 寺川 勝之		

#### （欠席委員）

1番 欠員	3番 中林 和夫	7番 佐原 敏	10番 吉田 利一
-------	----------	---------	-----------

#### （農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 水谷 修 北村 嘉朗

#### （事務局）

澤田 局長 稲垣 次長 清水（嘱託） 村田（嘱託） 北岡（嘱託）

	( 午前 10 時 00 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会に吉田会長、中林委員、佐原委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は在任委員 13 名の内、現時点における出席委員は 10 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、中井推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、辻会長職務代理者よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 27 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、井内委員、中西委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、小島委員と寺川委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件をご説明申し上げます。</p> <p>まず、番号 1 ですが、地図は 1 頁をご覧ください。槇島町 、右側の円で囲った細長い農地となります。</p> <p>本件は、高齢の親から子への贈与で、譲受人である子の農作業歴は 10 年です。引き続き水稻を栽培される予定です。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>次に、番号 2 ですが、地図は 2 頁をご覧ください。東笠取 です。</p> <p>本件につきましては、本年 7 月に借人である法人から事務局に借地できる農地がないか相談があり、貸人を紹介したところ、当事者間の合意が整ったものでございます。</p> <p>借人は、ワサビを栽培するために、令和 3 年に法人を設立され、綾部市や舞鶴</p>

	<p>市、京丹後市などで事業化を検討されましたか、雪害や水質の問題などで断念され、新たな拠点を探されていたものです。</p> <p>ちなみに京丹後市では、中間管理事業を通じて国有農地の斡旋を受けられましたが、ワサビ栽培に適さない鉄分の多い水質であったことから、断念されております。その際、水質に関する情報開示のあり方を巡って、中間管理機構との関係が不和状態になり、今回も当初は中間管理事業による利用権設定を進めようとしたが、中間管理機構が拒否したため、農地法第3条の規定による賃貸借となった経過があります。</p> <p>なお、現時点では農地所有適格法人の要件を満たしていないため、農地法第3条第3項の規定による解除条件付の賃貸借となります。</p> <p>その他、農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。
小島委員	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行ってまいりました。</p> <p>番号1の檍島町 の利用状況につきましては、水稻の刈り取り前で、稲穂が実った状態でした。適正に管理されていました。</p> <p>番号2の東笠取 の利用状況につきましては、ビニールハウスが2棟設置されており、周囲に雑草もなく、畑として適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	番号2について、谷が深く水が潤沢ではないのでワサビは難しいと思いますが、大丈夫なんでしょうか。
局 長	水耕栽培のような方法で、水は循環して使用されます。所有者より井戸水の提供を受けると借人から聞いており、水は大丈夫と判断されているようです。
水谷推進委員	借人が他所でうまく行かなかったのは何故ですか。
局 長	綾部市では雪の重みでビニールハウスが潰れることもあり、ビニールハウスで

	<p>の栽培が難しいとのことです。</p> <p>京丹後市では、先述のとおり水質の問題で中間管理機構とトラブルがございました。借人によると、事前に水質の説明をしてもらえたかったため、あっせんは受けたものの事業化する前に撤退されたとのことです。</p> <p>そのため、実際の栽培実績はありませんが、技術面は東北で経験されておりまので、それを基礎に笠取で栽培されると聞いております。</p>
次 長	<p>補足いたしますと、東北では別法人で事業を展開されておりまして、借受法人としては実績がない状態です。構成員としては東北の別法人で活動されていたメンバーが入っておりますので、経験はあるということになります。</p>
水谷推進委員	貸人の所有農地は他にもありますが、全部借りられるわけではないんですね。
局 長	はい、全部ではありません。
水谷推進委員	他の農地は一部にダリアが植わっているものの、現在何も作付けされていなかったと思いますが、草刈り等の管理はされています。このような状態でも要件としてはダメだという理由にはならないんですよね。
局 長	はい。なお、本件は解除条件付きですので、もし何も耕作せず放ったらかしにされたら貸借の契約解除ができるということになります。実際にそうなっては困りますが、いざというときは農地が返還される仕組みです。
水谷推進委員	道路が崩れているからトラックも入らないと思いますが、設備はどう運ぶんですか。
次 長	2トン車くらいなら入れますので搬入可能とのことです。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	続きまして「第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3

	<p>項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたしますが、番号3については、藤井委員が関係者となりますので、番号3とそれ以外に分けて審議いたします。</p> <p>先に第2号議案の番号1、2及び番号4について、事務局より説明願います。</p> <p>局長 それでは、議案の説明前に制度の説明を若干させていただきます。</p> <p>利用権の設定に関して、従来は、中間管理事業として中間管理機構を介して行う利用権設定と、貸人及び借人の当事者間の相対による利用権設定の方法がありました。法改正によりまして、地域計画の策定以降、実質的には今年度以降は中間管理事業による利用権設定に一元化されたところです。</p> <p>中間管理事業による利用権設定の一般的な手続きについては、マッチングや当事者間の合意が整ったものについて、宇治市が中間管理機構の求めに応じて、農用地利用集積等促進計画の案を作成します。法律上、市町村は、案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くことになっております。本日の議案第2号は、宇治市からの意見照会に応じて農業委員会としての意見について協議するものです。</p> <p>今後の流れについては、宇治市から中間管理機構に計画の案が提出され、中間管理機構において、計画が策定されます。その後、京都府から権限移譲を受けた宇治市の認可・公告を経て、利用権設定の効力が生じることになります。</p> <p>それでは、「第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号1、2及び番号4を一括してご説明申し上げます。</p> <p>まず番号1ですが、地図は1頁、檜島町 、左側の円で示した農地となります。</p> <p>本件については、当該農地1,180m<sup>2</sup>の内、北側1,000m<sup>2</sup>は、いわゆる旧基盤法に基づく相対の利用権設定により、既に本件借人が耕作をされております。</p> <p>今回は残り180m<sup>2</sup>についても賃貸借され、一体的に野菜を栽培される予定です。終期は旧基盤法に基づく相対利用権の終期と同じく、令和10年4月27日までとされています。</p> <p>次に番号2ですが、地図は3頁、檜島町 及び小倉町 の農地となります。</p> <p>本件については、令和7年5月28日まで、中間管理機構を介して同一の貸人、借人による利用権設定がなされておりましたが、手続きの関係上、一旦、終期が</p>
--	---

	<p>到来したため、新規扱いとなっております。</p> <p>引き続き、水稻を栽培される予定で、期間は5年間とされております。</p> <p>次に番号4ですが、地図は5頁、樋島町 の農地となります。</p> <p>本件については、中間管理事業による利用権の更新となっております。</p> <p>引き続き、水稻を栽培される予定で、期間は令和12年11月24日までとされております。</p> <p>いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。
寺川委員	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行ってまいりました。</p> <p>番号1の樋島町 の利用状況につきましては、耕起済みの畑で、きれいに管理されていました。</p> <p>番号2の樋島町 及び 、並びに小倉町 の利用状況につきましては、水稻の刈り取り前で、適正に管理されていました。</p> <p>番号4の樋島町 及び の利用状況につきましては、水稻の刈り取り前で、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	番号2ですが、市外の方が市内の農業者に貸すということで、農林茶業課の補助金の対象になるんでしょうか。
局長	手続きの関係で新規での貸借となりましたが、実質は更新ですので、恐らくは対象外かと思われます。
水谷推進委員	1回でも更新が切れたら新規ですので、対象になるんじゃないでしょうか。

局 長	農林茶業課に確認はしておりませんが、恐らく対象外になると思います。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号1、2及び番号4は、「意見なし」として回答することいたします。
	続きまして、第2号議案の番号3について審議を行います。 藤井委員はご退室願います。
	= 藤井委員、退室 =
議 長	それでは事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号3について、ご説明申しあげます。
	地図は4頁、檜島町 の農地となります。 本件につきましては、現在、議案書の借人の父親が、農地中間管理機構を介して利用権の設定を受けておられます。今般、父から子への経営移譲に伴い、設定を受けている利用権についても整理をされるものです。なお、備考欄に記載のとおり、中間管理事業の取扱いとしては、新規扱いで再配分の位置付けとなります。期間は現行の利用権の終期と同じく令和9年3月23日までとなります。 なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。
寺川委員	報告します。去る9月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行ってまいりました。

	番号3の檜島町 の利用状況につきましては、茶園として適正かつきれいに管理されていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	地図についてですが、茶園の境目はこんな形で途切れていませんよね。
寺川委員	辺り一体が茶園でした。その内で当該筆はここになるということです。
村田推進委員	再配分とはどういったものでしょうか。
局 長	本議案は機構が貸人から借りて、借人に貸し付けるものですが、再配分とは機構が貸人から借りたまま、借人だけを変更するものです。
中西委員	内容としては継続で良いように思いますが、借人の名義が変わると新規扱いになってしまうんですね。
局 長	はい。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号3は、「意見なし」として回答することいたします。 藤井委員は入室願います。
	= 藤井委員、入室 =
議 長	続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、はじめに「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」3件をご説明申し上げます。

	<p>まず番号 1 ですが、地図は 6 頁、伊勢田町 です。</p> <p>昭和 35 年頃、先代が農地法を知らずに住宅を建設し、利用されてきたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>次に番号 2 ですが、地図は 7 頁、小倉町 です。</p> <p>昭和 42 年頃、農地法を知らずに倉庫を建設し、利用されてきたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>次に番号 3 ですが、地図は 8 頁、宇治 です。</p> <p>昭和 39 年頃、農地法を知らずに住宅を建設し、利用されてきたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして「第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>地図は 9 頁、五ヶ庄 です。</p> <p>本件につきましては、農地ではない北側の隣接地と合わせて約 500 m<sup>2</sup>の土地に分譲住宅 4 戸分を整備するものです。譲渡人の所有農地以外に隣接する農地はありません。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いします。</p>

(午前10時30分審議終了)

議長

署名委員

署名委員